

市民文教委員会会議録

平成27年3月13日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 11:43

【 案 件 】

1. 議案第13号 平成26年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第14号 平成26年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第5号)
3. 議案第25号 平成27年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算
4. 議案第26号 平成27年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算
5. 議案第87号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 飯塚の紙芝居及び上演用具の県有形民俗文化財指定について (文化財保護課)
2. 工事請負変更契約について (生涯学習課・学校施設整備推進室・学校給食課)
3. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校給食課)
4. 飯塚市住宅用太陽光発電システム設置補助金要綱の一部改正について (環境整備課)
5. 大牟田リサイクル発電事業の延長に伴うふくおか県央環境施設組合での債務負担行為の設定について (環境対策課)
6. 工事請負契約について (契約課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第13号 平成26年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第13号 平成26年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をさせていただきます。

平成26年度飯塚市一般会計特別会計補正予算書の27ページをお願いいたします。

第1条で、すでに定めております歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1669万5千円とするものでございます。

その主な内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

30ページをお願いいたします。2. 歳入の2款、1項、2目、基金運用収入につきまして、運用実績に基づきまして、基金運用収入を5万7千円の減額、基金償還益金を77万9千円の増額の補正をするものでございます。

3. 歳出の1款、1項、2目、施設管理費で基金運用収入積立金として72万2千円を補正し、積み立てるものでございます。

以上簡単ですが、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第13号 平成26年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 平成26年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第14号 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）」について、補足説明いたします。

補正予算書の31ページをお願いいたします。今回の補正予算につきまして第1条、既定の債務負担行為の変更をおこなうものです。

32ページの第1表、債務負担行為補正をお願いいたします。潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業用地購入費は、当初予算において平成26年度から平成27年度の2カ年で債務負担行為の設定を行っていましたが、今回、平成27年度当初予算において用地購入費を計上することから、債務負担の平成27年度限度額を859万9千円から1175万2千円に補正をおこなうものです。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第14号 平成26年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号 平成27年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第25号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の補正説明をいたします。

平成27年度飯塚市一般会計特別会計予算書の395ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1557万3千円とするものであります。

本特別会計は、筑穂地区にあります、うぐいす台団地、大分駅前団地、その他大分の一部のし尿及び生活雑排水を処理する「うぐいす台団地汚水処理施設」の管理運営を行うもので、施設維持管理業務及び使用料徴収業務については上下水道局へ事務委任しているものであります。その主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。398ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、平成26年度使用料調定実績をもとに、現年度分1462万7千円と見込み、過年度分12万2千円を計上し、昨年と比べまして87万9千円減の1474万9千円といたしております。2款1項1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として、12万円を計上いたしております。2款1項2目の基金運用収入につきましては、汚水処理施設整備基金運用収入として68万円、

償還益金2万3千円を計上いたしております。

続きまして、399ページの歳出についてご説明いたします。1款1項1目の一般管理費として319万円を計上いたしております。その主なものは、19節の上下水道局への事務委任負担金281万8千円であります。

次に、1款1項2目の施設管理費として1138万3千円を計上いたしております。その主なものは、光熱水費254万7千円、維持補修費の206万3千円、汚泥抜取等委託料309万7千円、汚水処理施設整備基金積立金預金利子積立金及び運用収入積立金をあわせて82万5千円であります。これに予備費を加えまして総額1557万3千円となります。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

ありがとうございます。この施設を利用できる地域、うぐいす台と大分の一部ですけど、皆さんがもう利用されてあるんですかね。

○環境整備課長

今申し上げた団地等ですね、エリアの方は加入されてあるというように把握しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

使用料のほうなんですけど、今現年度分と過年度分でそれぞれ内訳を示されたかと思うんですけど、これは世帯的には何世帯を予定しているのでしょうか。

○環境整備課長

現年度分については、328件でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 11

再開 10 : 11

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

過年度は3件分でございます。

○永末委員

あと先ほど、財産収入のところで汚水処理施設整備基金の話が出ましたけど、基金自体の今の金額というのはどれほどになるのでしょうか。

○環境整備課長

こちらの方は、26年度補正予算資料の10ページのほうに記載させていただいております。基金の26年度末残高見込みとしましては、8909万4千円となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第25号 平成27年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 平成27年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第26号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」について、ご説明いたします。

予算書の401ページをお願いいたします。第1条については歳入歳出の総額をそれぞれ17億8988万円とするものです。

歳入歳出予算事項別明細書を使ってその主なものをご説明いたします。

歳入でございます。407ページをお願いいたします。1款、1項、1目、学校給食費、1節、小学校給食費を3億1851万2千円、2節、中学校給食費で1億9414万4千円を計上しています。昨年と比較して225万5千円の増額となっておりますが、これは予算作成時において消費税増税の可能性があったため平成27年10月以降を消費税額10%と見込んで計上しているものです。これにつきましては補正予算で補正をおこなう予定です。

408ページの3番目の表で、7款、市債、1項、1目、学校給食事業債、1節、学校給食施設整備事業債3億8180万円を計上しています。これらは給食調理施設整備事業の財源となるものです。

次に歳出についてご説明いたします。409ページをお願いいたします。1款、1項、1目、一般管理費、職員給与費については一般職員33人分の給与等経費として2億7649万1千円を計上しています。

410ページをお願いします。1款、1項、2目、給食事業費では4億952万円を計上しています。そのなかで411ページの説明の欄の庄内小学校調理等業務委託料から412ページの下から3段目まで13校分の給食調理等業務委託料（債務負担行為分）の平成27年度分1億8052万6千円を計上しています。

413ページの1款、1項、3目、学校給食賄材料費5億1294万5千円につきましては、歳入の学校給食費と同様に消費税増税を見込んで計上しているため、224万4千円の増額となっております。これも今後の補正予算で補正をおこなう予定です。

413ページの下の方をお願いします。1款、2項、1目、施設整備費については、説明の欄をご覧ください。椋本小学校自校式給食施設整備事業費はランチルーム建設、調理室への空調設備設置費として1億2666万3千円を計上しています。

次に、穂波西中学校給食調理室空調設備設置費として4100万円、小中一貫校整備関連では、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業費として造成工事等で2855万2千円を、414ページ楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費として建設工事費等を2億2387万7千円を計上しています。

続いて、第2条、繰越明許費については404ページ「第2表 繰越明許費」をお願いいたします。その表に記載の潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業について、平成27年度中の完了が見込めないため674万5千円について繰越明許費の計上をするものです。

第3条、債務負担行為については同じく404ページの第3表をお願いいたします。立岩小学校から下から2段目の飯塚第二中学校給食調理等業務委託料の4校分については、現在の契約が平成28年3月で完了するため、立岩小学校及び飯塚第一中学校は新たに4年間、飯塚東小学校及び飯塚第二中学校は3年間の債務負担行為を計上するものです。この年数の違いにつきましては、飯塚東小学校及び飯塚第二中学校は飯塚第二中学校区として一業務として委託したいと考えています。これは他の中学校区においても更新時に同様の方法で委託する計画であります。飯塚第一中学校区においては同校区に6校があることから、最初の更新時にはこのや

り方が困難なため、2回目の更新時、平成32年度開始時に6校を2業務で委託する計画であります。そのような計画のため年数に差が生じているところがございます。

第4条、地方債については405ページの第4表、地方債をご覧ください。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は表の記載内容のとおりとするものです。

以上で平成27年度当初予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

413ページ、施設整備費ですけど、椋本小学校と穂波西中学校の給食調理室空調設備設置工事、具体的になんですか。

○学校給食課長

調理室におきましては、衛生管理上、温度の管理が必要でございます。今、整備しております、椋本小学校、穂波西中学校につきましては、その空調設備がございませんので、それをほかの学校も、空調設備がないところは同様ですけれども、このように空調設備の設置を行っているところがございます。

○委員長

何をつけるかでしょう。

○学校給食課長

エアコンを設置しておるところでございます。

○上野委員

それは、食材が悪くならないためにつけられるんですか。

○学校給食課長

はい、そのためでございます。

○上野委員

働いている人の環境とかそういうことじゃなくて、食材のためにエアコンをつけられるということですね。

○学校給食課長

衛生管理上の問題でございます。

○上野委員

エアコン以外にどんな検討をされましたか。

○学校給食課長

その調理場を何度以下、湿度を何%以下に保ちなさいと言う基準がございますので、それを管理するためにエアコンを設置するものでございます。

○上野委員

そういう規定があるんですね。教えてください。

○学校給食課長

学校給食法に基づきます衛生管理基準におきまして、温度は25度以下、湿度も規定があるんですけど、すいません、いまはちょっと。

○上野委員

わかりました。この椋本小学校と穂波西中学校の設置工事の金額4100万円で、どちらも一緒なんですけど、この広さも一緒なんですか。

○学校給食課長

同じではございません。穂波西中の方が広がっております。

○上野委員

いや、広さが違っていたら同じ設備じゃないですよ、きっと。どのくらい違って、どんな

積算でこの金額が一緒になっているんですか。

○学校給食課長

椋本小学校につきましては、今度建設するランチルームのほうにも、エアコンを設置いたしますので、それとあわせた額となっているところでございます。

○上野委員

椋本小学校の場合は、ランチルームと給食調理室の空調設備工事なんですか。それは、この予算書には、給食調理室空調設備設置工事の4100万円でランチルームの分も上がっているというご説明なんですか。

○学校給食課長

はい、この中に給食調理室とランチルームの分と入っております。

○上野委員

書き方もまずいと思うんですけど、椋本小学校の場合は2カ所、全然違う場所ですよ。同じところなんですよ。広さは椋本小学校のほうが随分広がるんですよ。なんで金額が一緒になっているか、教えてもらいます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 26

再開 10 : 28

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

調理場の分とランチルームにつきましては、機種、性能も違いますけれども、合計した額が同じ金額になったということでございます。

○教育部長

ただいまご指摘の点でございますが、ご質問のとおり両校の給食調理施設及びランチルームの規格については、統一ではございません。偶然にもでございますけれども、両校に対する空調施設の工事費について、同額にはなっておりますが、導入する機械につきましては、別設計となっております。端数を見ても、両方で差がございます。そういうことで、同じものを入れるということではございますので、ご理解いただきたいと思います。

○上野委員

また、出来上がったから見にいかせてもらいますが、たまたま金額が一緒になったという理解でいいんですね。潤野・蓮台寺・鎮西小学校と楽市・平恒・穂波東については、これは別立てにはなっていないんですけど、エアコンももちろんつけられるという認識でいいんですね。

○学校給食課長

両校につきましても、エアコンを設置するようにしております。調理室、ランチルームにつきましてはですね。

○上野委員

この予算の中にその金額も含まれているということでもいいんですか。

○学校給食課長

含まれております。

○上野委員

それぞれの金額もやっぱり4100万円なんですかね。

○学校給食課長

ちょっと、そこの数字を把握しておりませんが、4100万円ではないと思っております。

○教育部長

これは、鎮西に現在予定をしております一貫校の整備事業費の中の内訳でございますけれども、それとの比較でご質問いただいていると思っておりますが、現在、鎮西に予定をしております一貫校の建築の費用と言いますものを面積で案分をして算出をしているということで、算出根拠が具体的に給食施設そのものにかかる費用を積算したものではありません。あくまでも、面積案分ということで、複合施設でございますので、公民館部分であるとか、こういうふうな給食調理室であるとか、それから児童センター施設であるとか、そういうものを総費用から按分をさせていただいております。その影響がこの要求額にできておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第26号 平成27年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第87号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。

追加議案書6ページ以降をご覧ください。提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正され、福岡県公立学校職員（常勤講師）の給与の改定が行われることとなりましたので、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するものであります。その内容につきましては、まず、地域手当について、第7条第2項中の支給割合を「100分の3.5」を「100分の3.75」に改めます。

次に、特殊勤務手当について、第10条中、第2項第1号中の勤務区分に応じ、600円から3200円の範囲で改めます。

最後に、給料表について、第10条別表中において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例に規定する給料表の改定に準じ、41号給以上を引き下げ改正いたします。

なお、本案は、平成27年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第87号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚の紙芝居及び上演用具の県有形民俗文化財指定について」の報告を求めます。

○文化財保護課長

飯塚市の紙芝居及び上演用具の県有形民俗文化財指定について、報告いたします。お手元に資料を配布しておりますのでお願いします。

飯塚の紙芝居及び上演用具については、平成5年に本市在住の吉住信勇氏から歴史資料館に寄贈を受け、その後調査・整理して、一部を常設展示して公開しておりました。

本年2月12日に県文化財保護審議会から指定案件として承認を受け、県教育委員会に答申されましたが、3月5日の県教育委員会にて指定が決定しましたので報告するものでございます。

吉住氏は紙芝居の演じ手であり、紙芝居を貸し出す貸元でした。紙芝居は昭和25年から昭和30年に製作され、B4サイズで、水戸黄門、赤穂城などの時代劇、マンガ、クイズなど24種、総数3708点あり、紙芝居を演じる舞台2点、道具箱1点、観客を呼ぶための拍子木1点が残っています。

指定の理由は、紙芝居及び上演用具は福岡県の近現代期の文化・芸能を理解する上で欠くことができないものであり、良好に管理された紙芝居がまとまって保存されているということです。

この決定は、飯塚の紙芝居及び上演用具が福岡県の近現代の文化、芸能を理解する上で、福岡県の有形民俗文化財として高くの評価がなされたものであります。

今後は、3月末の県広報による告示を経て、歴史資料館で展示会を開催するなど活用を進めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

○生涯学習課長

工事請負変更契約について、ご報告いたします。お手元に配布しております、資料をお願いいたします。

この工事は「庄内生活体験学校進入路道路法面改良工事」でございますが、原契約金額7884万円に、708万5880円を増額いたしまして、変更契約金額を8592万5880円とするものでございます。

その主な変更理由は、法面の雑木・雑草の撤去後の確認を行ったところ、法面の不良及びブロック積擁壁の崩壊があり、予測以上の地すべりの進行が確認されたため許容応力度測定試験を行った結果、地盤支持力が弱く、湿潤状態であったため、工法を見直し、使用するアンカーの受圧板を一部変更し、併せて3月31日までの工期を延長したため増額したものです。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○学校施設整備推進室主幹

続きまして、学校施設整備推進室より工事請負変更契約の報告をいたします。

お手元に配布しております資料、1から3まである部分をお願いします。1の「飯塚市立穂

波東中学校区小中一貫校グランド造成（その1）工事」でございますが、原契約金額7300万8千円に51万1920円増額しまして、変更契約金額を7351万9920円とするものでございます。また、原契約期間、平成27年1月23日までを平成27年2月9日までとしたものでございます。

その主な理由といたしまして、擁壁工基礎の地盤改良試験により、配合剤添加量の増工及び騒音対策としての防音壁の増工、また、これらの増工に伴う工期の延長を行ったものでございます。

2の「飯塚市立穂波東中学校区小中一貫校グランド造成（その2）工事」でございますが、原契約金額7428万2400円に30万9960円増額しまして、変更契約金額を7459万2000円とするものでございます。また、原契約期間、平成27年1月24日までを平成27年2月9日までとしたものでございます。

その主な理由といたしまして、（その1）工事と同様に擁壁工基礎の地盤改良試験により、配合剤添加量の増工及び児童クラブを行っておりますが、その送迎用ということの仮駐車場の整備をする必要がありましたので、その分を整備している増工、また、これらの増工に伴う工期の延長を行ったものでございます。

3の「飯塚市立穂波東中学校区小中一貫校グランド造成（外柵）工事」でございますが、原契約金額5421万6千円に27万8640円増額しまして、変更契約金額を5449万4640円とするものでございます。また、原契約期間、平成27年1月31日までを平成27年2月20日までとしたものでございます。

その主な理由といたしまして、陸上施設の増工、及びグラウンド造成（その1、その2）の工期延長による工程調整のため工期を延長したものでございます。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○学校給食課長

続きまして、鯉田小学校給食調理室建設工事において工事請負変更契約を行いましたので、ご報告いたします。

工事請負変更契約報告書（教育部学校給食課）をお願いいたします。変更の内容は工期について、平成27年3月25日から平成27年3月31日に変更するもので、その理由は、作業スペースが狭く、基礎工事を二段階に分けて施工することとなり、工期の延長が必要になったものです。

次に、契約金額を1億2044万8080円から1億2147万4080円に102万6千円増額するものです。その理由につきましては、土間解体後、その下に想定外のコンクリートが埋没していたため、撤去する必要が生じたため、また、埋戻しには残土を利用する予定でしたが、作業の際に作業スペースの確保が厳しく、ダンプ車の通行は児童の安全上問題があることから搬入土を使用することとしたためであります。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○上野委員

この増工額、それぞれ、どうしてこの金額になったのかという詳細があると思うんですけど、それはありますか。

○委員長

3つとも。今、あるか、ないか。

○生涯学習課長

詳細につきましては、変更設計がございましたので、ございます。

○学校施設整備推進室主幹

変更設計書はございます。

○学校給食課長

額の内訳がございます。

○上野委員

わかりました。そして、この主な変更理由がそれぞれ書いてあるんですけど、何でこの変更理由に至ったのか。例えば、庄内生活体験学校進入路道路路面改良工事であれば、許容応力度測定試験を行った結果とありますけど、何でこれを行わなかったのか。どうしてこんなことになったのかという説明をいただけますか、それぞれ。

○委員長

出ます、すぐ。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 26

再開 10 : 48

委員会を再開いたします。

○土木建設課長補佐

先ほどのご説明になりますけれども、庄内体験学校の法面の変更でございます。この工事の変更の理由といたしまして、先ほど課長のほうから説明がございましたが、現場の雑草、それから雑木等の撤去を確認しましたところ、盛土の不良及びブロック等が大きく破損をしていましたので、果たして今の現設計の中で、それが設計どおりできるのか、できないのかということで、確認の試験を行いました。その試験を行ったのが基本試験と言いまして、グラウンドアンカー引き抜き試験、それから地盤の地耐力、要するに支える力があるのかないのかという試験をしました。その中で、グラウンドアンカーの引っ張るのは対応できるんですが、受圧板と言うのが、コンクリートの受圧板がありまして、それを現地で、直接現場打ちで施工する工法という形ではしてまいりました。それに対して自重が4トンほどございますので、地盤沈下、不当沈下等が発生するということがわかってきましたので、それを陸打ちと言いまして、先に平地で打ったものをクレーンで吊って、据えつけるというような工法にかえたために、それだけの金額が発生したということでございます。

○上野委員

雑草、雑木を撤去後に目視をして、大丈夫かどうかの試験を行ったというご説明だったんですけど、雑草、雑木を撤去するのに相当な時間と費用がかかったんですか。

○土木建設課長補佐

法面をですね、草木等が生えていますので、大体それを撤去するのに3日ほどかかっております。

○上野委員

その撤去の費用はこの契約の中に含まれてあったんですね、はじめから。

○土木建設課長補佐

撤去費用までは契約書の中に入っております。

○上野委員

わかりました。私もここは工事をされる前に、現地を見たんですけど、この法面がその雑草と雑木で全く見えなく覆われている状況ではなかったと思うんです。ここら辺はどういうふうに思われてます。もちろん、施工前の写真もお取りでしょうから。

○土木建設課長補佐

実は、それについて私どものほうも確認はしております。その中で、この工法を選定するために、工事の施工をする前に委託調査というのをかけております。その中では、ボーリング調査とか、地盤の調査等をおこなうんですが、そのときは雑草、雑木等がまだある中で、必要な

部分をとって、調査をして、それで工法の検討をしているわけでございます。

○上野委員

わかりました。じゃあ、この増工の原因はこの委託調査を受けられた調査会社にあるんですね。現因は。

○土木建設課長補佐

調査段階では、そういう形で我々、ずっとしていくんですけども、実際に工事に入りますと、草木等伐木しますので、法面の状況がよりさらに隆起等がわかるということでございます。

○上野委員

確かに一部が見えるよりも全体が見えたほうがはっきりするんでしょうけど、委託調査をお願いして、調査費用も発生しているわけですよ。きちんとした調査をやってもらわないと困ると思うんですが、上がってきた調査結果も原課のほうで確認されて、これで間違いからというふうな契約金額の上げ方、また工法の上げ方だったんですか。

○土木建設課長補佐

この法面はですね、平成22年の長雨等によりまして被害が起きております。それから実施するまでに26年度までかかったわけでございますが、そのときに22年の長雨ではですね、道路の下側にブロック擁壁があるんですが、それがひびが入った状態でした。土砂等も一部流出していましたので、危険な状態であるということで、法面ブロックの前に盛土材を土のうの袋、大きな袋なんですけど、それを設置し、応急手当てをしていたところでございます。そのあと、法面等の維持管理をうちのほうでしながらしていたんですが、その状況が約3年ほど経っていたものですから、より地盤の状況が進んでいましたので、それが本当にですね、その状態の中で、当初設計した段階で、そのとおり施工できるかどうかということで、確認の試験を行ったところでございます。

○上野委員

設計をされたのが何年も前で、それがいま現実にできるかどうかというのを確認されたと言うようなご説明だったんですかね、いまのは。

○土木建設課長補佐

設計は工事実施前のその前の年に行っております。そのときにした状況と工事を実施する年との状況が少し変わっていました。というのが、先ほど説明いたしましたように、法面伐採を行ったあとが、さらに法面の状況が進んでいたということが確認されたためにですね、仮の実施をするための試験ということで確認試験を行ったところでございます。

○上野委員

設計を施工前の年にされて、施工されるときに現地を見たら、この設計で大丈夫なのかなと、もし疑念なり心配があるんだしたら、そこで設計し直すべきだったと思いますよ。今るる質問させていただきましたけど、委託調査まで出されてあって、増工の金額も1割近い、原契約の1割近い金額になっているので、やっぱりこの増額の報告がある度に私、言っているんですけど、責任の所在といいますか、だれが最終的に責任をとるのかというのをやはり本当にわからなかったところもあると思うんですけど、この変更理由を見ると、じゃあそれぞれの改良試験の結果とか、本当にこの増工の金額でいいのかどうかという裏付けを全部出してくださいよという話にもなるんですよ。だから、そういったところが本当に庄内の体験学校だけじゃなくて他の4件についても、というか飯塚市全体にしてもですね、しっかりと精査をしていただきたいと思いますし、こういう増工のお願いが来たときに、すべてこれ契約課に来ると思うんですけど、この増工は認められないよというような判断もされることがあるんですか。

○契約課長

今委員のほうからのご質問なのですが、2年前、契約変更理由がですね、現場の声を聞いたからこれを増工したいというふうな契約変更等の理由がありましたので、そういった部分につ

いては契約のほうで認めませんで、差し戻したことがございます。

○上野委員

契約課のほうでこの主な変更理由というのを精査をされて、これは仕方がないよねというような判断を最終的に契約課のほうでされているという認識でいいんですか。

○副市長

この契約変更のですね、最終的な金額は私に上がってきたと思うんですが、私は日頃から質問委員が言われるように、契約変更で、疑わしきはその当初安く落としとして、あとで増工で予算をいっぱいというところは決してないようにと、これは日頃から口をすっぱく技術屋さんの各建設部の課長には指導しております。今回のこの件についてはですね、いま契約課長にお尋ねですが、契約課長がこれを認めるとか認めんとかいう権限は基本的にはありません。これをこの変更の工事契約でいいですかというのは、我々、金額によりまして、私、あるいは市長あたりが最終的な決裁をやります。ですから、契約課長には契約上のいろんなその事務手続上のことは契約課長がもっているでしょうけど。この工事の変更を認めるか認めんかということは、所管課から私のほうに説明を受けて、それに納得したうえで我々が押すと。だから、日頃口をすっぱくやっておりますので、契約変更のときは必ず私のところに説明に来ます。今回のこの件についても、当初まず事前に調査して、この現行の工事でもいいだろうということにとりかかったわけですね。実際、私が報告を受けているのは取り払ってみると、現場を見られたということですから十分ご承知でしょうけど、上のほうにいろんなアパートと住宅地があって、法面も相当の高さがあります。当初は一定の設計調査をやって、この設計でこの工事原契約でいいだろうということを取りかかったところ、草を取り払うとかなり少し、地盤が少し膨らんでおるといいますか、そういうどうも弱いなということで、改めてやったところ、いろんな工法があるんでしょうけど、その中でも確かにご指摘のように原契約よりも1割も高いような変更はあるのかということ言いましたけど、それでも特殊な工事になって、アンカーを中に、きちっと維持するためにはアンカーを深く打ち込んで、固定しなくては、特殊な工事にある程度なりますので、そこまですないとなかなか持たないだろうという結論のもとに、この契約をやったということで、この工事変更したこの分だけが追加となった。それが特殊な法面の工事でアンカーを打ちこんで、支持を固めるというやり方をやったもんですから金額が跳ね上がった。それはもうやむを得ないだろうと。それともう1点だけ、私は普通考えてこれはおかしいじゃないかと、皆無じゃありませんけども、普通地面の中のことをボーリング調査をやっていきます。ボーリング調査もいろんな工事をやる場合には、こまめにざっとやればそれだけ費用がかかりますけど、そこまではあらかたこの辺だけでいいだろうということでもやる場合がありますね。そうすると工事にかかる、どでかい石があったとか、なかったとか、こういう場合は割とその、ああそうかということでわかるんですけど、この増工の契約変更にはですね、これについては私が納得をして最終的に私が決裁をしたということでご理解をお願いいたします。

○上野委員

わかりました。ただ、私この増工のときにいつも質問しているのも誤解してほしくないのは、これは決して請け負った業者さんの責任ではないわけですから、やっぱりこの増工の金額の増工が出てきた理由についてしっかりと反省なり、精査なりしていただきたいと思っておりますし、例えば何千万以上の工事であれば、しっかりと調査料を、例えば1割つけるとか5%つけるとか、そういうふうな規定を設けられるのも、一考じゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」の報告を求めます。

○学校給食課長

飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について報告いたします。

今年度自校式給食調理場の整備を行い、平成27年4月から自校式調理方式で給食提供を開始する飯塚小学校及び鯉田小学校の2校、平成27年3月末で委託契約が終了する庄内小学校、庄内中学校、小中一貫校颯田校、伊岐須小学校及び二瀬中学校の5校の計7校における調理等業務委託の受託業者の選定につきましては飯塚市給食運営審議会へ諮問し、プロポーザル方式による審査の結果、受託候補者をそれぞれ特定した答申がなされたので報告するものです。

資料「学校給食調理業務の受託候補者の特定について（答申）」についてご説明させていただきます。受託候補者は、鯉田小学校は日本国民食株式会社、飯塚小学校はハーベスト株式会社、庄内小学校、庄内中学校及び小中一貫校颯田校はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州支店、伊岐須小学校及び二瀬中学校は一富士フードサービス株式会社九州支社となっています。

審査の経過ですが、11月17日に飯塚市給食運営審議会に対し教育委員会から受託業者の選考について諮問いたしました。飯塚市学校給食審議会では12月17日に臨時の委員を含めた審議会を開催し専門部会を設置し、12月19日から企画提案者の募集を開始し4者から参加表明書の提出があり、平成27年1月20日までに企画提案書等の提出がありました。1月28日に第1回専門部会において企画提案書等資料の書類審査を行ない、第一次審査を実施しまして、2月5日に第2回専門部会でヒアリングでの第二次審査を行いました。

しかしながら、その内1者が辞退されたため、飯塚小学校、庄内中学校及び小中一貫校颯田校と伊岐須小学校及び二瀬中学校区の3業務については受託候補者の特定がなされましたが、鯉田小学校給食等業務に関しては同日には特定できなかったため再募集がおこなわれました。それに対し、2者の参加表明があり3月10日に1次審査及び2次審査を実施し、候補者の特定がなされ、その答申がなされたものです。

特定した理由といたしましては、学校給食調理業務の十分な知識を有し、安全で安心な給食の提供、学校への食育指導の協力体制などがより具体的な提案が出されていること。また学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の内容を深く理解し、給食調理作業等に関し安全面や衛生面の管理についても十分な業務の遂行が期待できるよりすぐれた提案であったと判断され、受託業者として特定されたものでございます。

今後はこの答申に基づき、受託候補者として特定された事業者と市契約課で協議をしながら委託契約に向け事務を進めてまいります。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○岡部委員

2、3点ちょっと教えていただきたいんですけどね。今回の3者以外にも過去に委託をした業者というのは私の知る限り、ほとんど大手業者というか、地元の業者がないというふうにするんです。これは間違いはないですかね。

○学校給食課長

現在、委託している市内業者はございません。

○岡部委員

本来、言ったら飯塚市の小中学校の学校給食ですので、中身が一番わかっている業者が、地元の業者が、これに参加をするのが当たり前だと思うんですけど、結果的にはその前の選考試験といいますか、プロポーザルの中で、やはり地元の業者があがりにくいというふうな形にとしか私は思えないんですけどね。このプロポーザルで採点をやって、業者の選考をやるときに

大体どういうメンバーがどういうところに視点を置いて、業者の選考を行っているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○学校給食課長

今回の審査委員につきましては、まず福岡県嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の代表が1名、それから教育委員会において認めるものとして栄養教諭が5名、それから該当する学校の代表、これは校長先生にでていただいておりますけども4名、それからPTAの代表が4名という、1回目の募集につきましては、この14名で実施をいたしております。それから2回目につきましては、福岡県嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の代表の方1名、それから教育委員会において認める栄養教諭が5名、それからこの2回目につきましては、対象が鯉田小学校に限られましたもので、鯉田小学校の代表として1名、それから鯉田小学校のPTAの方1名で審査をしていただきました。まず、1次審査につきましては、衛生管理基準等が主になりますけれども、そういった知識をですね、きっちり会社として有しているかどうかというのが主な観点になりますので、これにつきましては専門的知識を有する嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の代表の方、それから栄養教諭をお願いをしたところです。2次審査につきましては、同じく福岡県嘉穂鞍手保健福祉事務所の代表の方1名と栄養教諭が1名と、それから先ほどに申しました学校の代表とPTAの代表の方に参加してもらいました。この第2次審査につきましては、プロポーザルでプレゼンを受けるわけですけども、これにつきましては、会社として持っている知識が十分に調理員の末端まで認識されて、実施していただけるかどうかということが、教育体制であったり研修のやり方、それから学校それぞれに必要な配置がなされているかどうか。もし配置をしていても欠けた場合の応援体制ができるかどうか、そういったこと。それから学校に対する協力体制だとか、行事等に対する教育体制、それから学校給食そのものに対する理解、それと子どもとのふれあいといったところ、そういったことが十分にしていけるかということを観点に審査を行ったところでございます。

○岡部委員

あのですね、食の安全というのは、もうこれは当然の話ですから、それを最優先しながらやっつけていかなきゃいけないと思うんですけど、私ども別の観点から考えますとね、地場の雇用の問題とか、あるいは地産地消といいますか、地元の食品を取り上げるとか、そういったものを活用しながら調理をするといったものですね、このプロポーザルの業者の選考のときに加味されたような選考があっているんですか。

○教育部長

今ご指摘の点でございますが、たしか昨年度も私のほうからご答弁させていただいたと思っております。できるだけ、地元の企業様のほうに請け負っていただけるように、私どもも工夫をしていきたいということを申し上げておりました。そういうことで、今回につきましては市内の業者様にとっては新規参入ということにもなります。

また、資本力等も市外の手と大きく違ってまいりますので、そういうところでの差はつけないようにということで採点基準のほうもかなり見直しまして、過去の市内市外の算入状況からしましても、採点できほど差がつかないようにというような工夫を、まずは採点基準の見直しで行ってございまして、内容はどうかといいますと、先ほども課長が答弁いたしましたように、学校給食調理業務を安全、確実にできる資質のある方かどうかということに重きを置くような評価方法に変えさせていただいております。この基準と申しますのが、文部科学省のほうの規定をしております、先ほどご紹介もしました衛生管理基準というものがございます。これは年々厳しくなってきたはおるんですが、まず、その基準をクリアすることが基本的な条件になりますし、もう1つは厚生労働省のほうに定めております、大規模調理施設についてのマニュアルというのもございます。この両面から審査を行ってまいりますので、これに欠けるような提案をされる場合はマイナスが付くというようなことにもなってまいります。ただ、それを

いきなり求めてもいかなものかということで、今年度実施いたしました飯塚市学校給食課の職員向けの研修会であるとか、講習会あたりもそういうふうな業者様のほうにも参加していただいて構いませんというようなお声がけもさせていただいて、実際に参加をしていただいた業者様もいらっしゃいます。そういうふうなことで、いわゆる大手に任せるばかりでなくて、新規の参入というのを学校給食課としても、かなり今年は知恵を絞って呼びかけたような状況にはございます。ただし、結果としては、ただいまご報告したような状況になっておりますが、私どもこだわるとございませぬけれども、どの業者様にお願いをしても構いませんけれども、先ごろも北九州市のほうの給食で、米飯給食において異物が混入していたということで、米飯の供給を全校やめたというような新聞報道もかなりなされました。そういうことで、安全面、衛生面については、やはり譲れないところがございませぬ。そういう基準をクリアしていただける業者様なら差がつかないように取り扱いをさせていただきたいという姿勢でプロポーザルにも望みますし、また今後につきまして、業者様が入れるような、さらに間口を広くなれるような工夫を続けてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○岡部委員

いま、瓜生部長が言ったとおりでございませぬ、どうも外から見ていますとね、例えばプレゼンのハードルの高さとかです、そういったものがやはり業者の参加をちょっと拒むような部分もあるんです。やはり全国大手とかの業者の方々はプレゼンテーションに慣れている、うまいという、またそういったものを審査するほうの方々は受け入れやすいといったものが、やはりなんとなくハードルが高くやりにくいという、もちろん言われたように、安全とか安心とかいう部分は、これはもう大前提ですので、ただ私がちょっと質問していたのは、要するに地場で育成をするというものができないのかなど。そして地場の人間を使って、地場の食材を使ってやっていくのが当たり前であり、その事業所から税金としていただくのが市役所の役目でもあるわけですからね。やはり、そういうふうなところを、配慮しながら、全国大手の方々と、やっぱり同等な評価になるようにやっていっていただきたいと思っております。まだ、これから小中一貫校が残っていますよね。そういうふうな中で、大体名だたる全国大手がみんなきたら、地元はおらんので、なにも競争意識も働かないで、ひとつずつ割り当てていったらそれで終わりというような形に結果的にはなっていくわけですよ。だから、ぜひ地場業者の育成、そして地産地消というものを、縛りの中に入れて、そういったものをプロポーザルの評価点の中で加味しながら、地元の人たちにも当然手が届くハードルの中でやっていく、こういう指導をお願いしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

似たような感じの考えを持っております。お聞きしたいんですが、今回の業者選定にあたって、市内業者からの提案はあったのか、なかったのか、お聞かせいただけますか。

○学校給食課長

1者ございました。

○江口委員

価格については、市内業者と市外業者の比較はどのような様子だったでしょうか。

○学校給食課長

価格については、それを点数化して採点しているところですが、今回実際に市内業者が参加した場合は追加の分でもございました。そこでは2者でもございましたので、金額がほとんど同じ金額でもございましたので、点数としても同じ点数となっております。

○江口委員

ということは、当初の分については市内業者はエントリーをなされなかった。その追加の最

後の1校部分についてのみ、参加なされたという理解でよろしいですか。

○学校給食課長

そのとおりでございます。

○江口委員

提案を審査なされた中で、その市内業者は安全、確実にこの業務を行えると判断をされたのかどうか。それとも、これについては失格と考えたのかどうか。どちらでしょうか。

○学校給食課長

2者による比較でございますので、市内業者が提案書を提出した内容を見させてきました。まず、提案書ですので、先ほどから話が出ています衛生管理基準を例に挙げますと、それを知っているということはもう当然のことで、それを遵守するためにどういったやり方でやりますよといったものを提案書については求めるものでございますけども、その点があくまでもその基準のまま出している、具体的な取り組みの案が示されてなかったというふうに私は印象を持ちました。

○江口委員

お聞きしているのは、比較ではなくて、現実その提案が及第点ではなかったのかどうか。例えば1者しかなかった。その提案だったと。そうすると、契約することに値のある提案だったのか、それとも失格とすべきものであったのか。どちらでしょうか。

○学校給食課長

今の選考基準におきましては、何点以上が合格、何点以下が失格というふうには設けておりませんので、あくまでも比較の中で決定したところでございます。

○江口委員

その提案された市内業者の提案については、安全確実に行えないと思われたのかどうか。その1点のみお答えいただけますか。

○学校給食課長

そのようには理解をしております。

○江口委員

そのような理解をしておりますというお話でございます。ということになると、十分やれる仕事なんだと思うんです。仕事の性格からして、当然やれる仕事であると思っています。そのときに、果たしてこれをプロポーザルで出すことが妥当かどうかというお話を以前もさせていただいたと思っています。この業務については、逆に学校給食課のほうで、これこれこういうふうな形でやってくださいと、仕様書をきちんとはつきりとつくった上で、それで指名競争入札であるとか、制限付き一般競争入札であるとか、そういった形でしていただきたい。実際に、各種の工事とかではね、市内業者でやりますよね。十分やれるから市内業者でやりますよというふうな形ですよ。いろんな提案がというお話があります。食育の部分でというお話があるかと思うんですが、そこら辺に関しては逆に学校側なり、栄養教諭なりがきちんと考えてする部分でございますので、そこについては切り離して、あくまでもこの給食調理業務というふうな形できちんと発注をすれば、十分市内業者でやれることであると思いますし、その中で市内業者が、ノウハウを蓄積をして、逆に外に打って出れるようにサポートしてあげるのが、地場業者の育成もつながることであると思います。ぜひ、そういった形でやっていただきたいと、次には、ぜひそうやっていただきたいとお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市住宅用太陽光発電システム設置補助金要綱の一部改正について」の報告を求

めます。

○環境整備課長

飯塚市住宅用太陽光発電システム設置補助金要綱の一部改正について、ご報告いたします。

本市では、平成23年度から、国庫補助金、社会資本整備交付金、補助率45%を活用し、住宅用太陽光発電システム設置に係る費用の一部を補助し、太陽光発電設備の普及促進に努めているところですが、今般、国の方針により、当事業については、平成27年度以降、国庫補助金の交付対象から除外されることとなりました。

当事業につきましては、CO2削減による地球温暖化防止への貢献、また、省エネ等の環境全般における意識の高揚など、環境行政にとって意義ある事業として取り組んでいるところでございます。このことから、来年度、当該事業を実施するために鋭意検討を重ねた結果、太陽光発電システムを市内業者から購入、設置を行った市民の方のみ、補助対象とするよう要綱を一部改正し、当該事業を実施することで、市内における消費の活性化に繋げることで継続していきたいと考えております。

資料をご覧ください。要綱の改正については資料のとおり、第3条の補助金対象者の要件に「市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店、支店若しくは営業所を有する法人からシステムを購入し、設置すること。」の1号を追加し、平成27年4月1日から施行いたします。

また、本市の厳しい財政状況を鑑み、当事業を「消費喚起・生活支援事業」と位置づけ、平成26年度国の補正予算により交付される「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の対象事業として計画を計上するなど、財源の確保に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、飯塚市住宅用太陽光発電システム設置補助金要綱の一部改正についてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○永末委員

先ほど、市内に事業所を有する個人事業主と市内に本店、支店もしくは営業所を有する法人からの購入ということに限るとのことだったんですけども、実際に市内に購入できる購入先というのは何社ぐらいあるんですか。

○環境整備課長

約15社ほどというように把握しております。

○永末委員

個人と法人の内訳もいいですか。

○環境整備課長

市内で私どものほうに申請をしていただいて、実績のある業者が15社ほどということになります。業者については、今のところほとんど法人ということでございます。

○永末委員

ほとんどというのは個人もあるということですか。いま申請しているところで。

○環境整備課長

今のところ個人でというところはありません。

○永末委員

じゃあ、今のところ補助金の申請をされている分の法人の市内事業者が15社あるというふうなことでよろしいのでしょうか。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○永末委員

今実際にその太陽光発電システムの設置が進んでいるかと思うんですけど、それはやっぱり

市内だけじゃないところから購入されている方もいらっしゃると思うんですけど、それは大体現時点で購入先が市内と市外でどのぐらいの割合とかというのは把握されているんですか。

○環境整備課長

私どもが把握している限りでは4割程度というふうに把握しております。市外が4割です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「大牟田リサイクル発電事業の延長に伴うふくおか県央環境施設組合での債務負担行為の設定について」の報告を求めます。

○市民環境部次長

大牟田リサイクル発電事業の延長に伴うふくおか県央環境施設組合での債務負担行為の設定について、ご報告いたします。

本年2月13日に開会されましたふくおか県央環境施設組合議会に、平成30年度から年間の大牟田リサイクル発電事業の延長に伴う債務負担行為の設定が提案され、可決されましたので報告します。

債務負担行為の内容は、債務負担行為期は平成30年度から平成34年度までとし、限度額は原価主義に基づき設定されるRDF処理単価に計画供給量を乗じて得た額となっております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします4件の工事は、(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設に付帯する専門工事3件及び(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設に付帯する専門工事1件でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、「指名競争入札参加者指名基準」及び「運用基準」に基づきまして、電気設備工事につきましては、電気A等級に、給排水衛生設備工事につきましては、専門工事「管(水道)」A等級に格付けされる市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。「(仮)飯塚市立穂波東小中学校建設(電気設備・その2)工事」につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8154万円、落札率96.46%で「株式会社 昌栄電設」が落札しております。

次に、資料2ページをお願いいたします。「(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設(給排水衛生設備・その1)工事」につきましては、4者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2871万4400円、落札率93.99%で「株式会社 深田環境開発工業」が落札しております。

次に、資料3ページをお願いいたします。「(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設(給排水衛生設備・その2)工事」につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2927万6千円、落札率94.44%で「株式会社 藤井工務店」が落札しております。

次に、資料4ページをお願いいたします。「(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(給排水衛

生設備・その2) 工事」につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8132万4千円、落札率94.45%で「舞鶴設備工業 株式会社」が落札しております。

以上簡単ではございますが、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

本日をもって、この任期中の当委員会は最後となります。この間、皆様方のご協力をいただきまして、委員会運営が円滑に進みましたことを心から感謝申し上げます。

また、3月いっぱいをもって退職される方は長い間飯塚市政にご尽力いただきまして、本当にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(拍 手)

これをもって、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。